

平成 26 年度公害苦情調査結果報告

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の受付状況や処理状況の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、公害紛争処理法第 49 条の 2^{*}に基づき、地方公共団体の協力を得て、毎年、「公害苦情調査」を実施しています。

〔^{*}公害紛争処理法第 49 条の 2

中央委員会は地方公共団体の長に対し、都道府県知事は市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めることができる。〕

平成 26 年度の調査結果については、平成 27 年 11 月 30 日に公表し、調査結果の要旨を本誌に掲載いたしました。

詳しくは公害等調整委員会のホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

●公害等調整委員会ホームページ 広報・報告・統計 | 公害苦情調査結果

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kuiyou-26_index.html

なお、上記のページのうち「11. 統計表一覧（政府統計の総合窓口）」は、「e-Stat（政府統計の総合窓口：総務省統計局）」にリンクしており、こちらに各項目の詳細データが excel 表にて掲載されておりますので、併せてご活用ください。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001064898&cycode=0>

<調査結果から見えてくること>

調査結果をご覧ください。今回の調査結果の特徴的な点について、少しご紹介したいと思います。

まず、平成 26 年度に全国で新規に受け付けた典型 7 公害の公害苦情受付件数を種類別に見ると、「騒音」が「大気汚染」を抜き、最も多くなったことが挙げられます。< 6 ページ：図 2 参照 >

そこで、受付機関別（都道府県、政令指定都市（特別区を含む）、その他の市、町村）と典型 7 公害の公害苦情の種類別をクロスして見ると、「大気汚染」より「騒音」が多くなっているのは「政令指定都市（特別区を含む）」だけで、「大気汚染」が 2,379 件であったのに対して、「騒音」は 7,212 件と約 3 倍になっています。< 10 ページ：表 2 参照 >

さらに、「政令指定都市（特別区を含む）」の「騒音」について、今回の調査結果（7,212 件）と平成 25 年度の調査結果（6,903 件）を比較すると 309 件増加しています。また、「その他の市」の「騒音」も同様に、今回の調査結果（9,316 件）と平成 25 年度の調査結果（9,057 件）を比較すると 259 件増加し、これを合計した「市部」の「騒音」は 568 件増加となっておりますが、全国の公害苦情受付件数が全体的に減少しているなかで、極めて特徴的なものといえるでしょう。

表 典型7公害の受付機関別公害苦情受付件数（合計・騒音）

●典型7公害（合計）

●うち騒音

（単位：件）

（単位：件）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
全 国	53,039	51,912	-1,127
都道府県	2,682	2,579	-103
市 部	47,610	46,692	-918
政令指定都市 （特別区含む）	13,402	13,420	18
その他の市	34,208	33,272	-936
町 村	2,747	2,641	-106

区分	平成25年度	平成26年度	増減
全 国	16,611	17,202	591
都道府県	138	141	3
市 部	15,960	16,528	568
政令指定都市 （特別区含む）	6,903	7,212	309
その他の市	9,057	9,316	259
町 村	513	533	20

こうした結果となった要因を簡単に説明することはできませんが、準工業地域などにおける事業所と住宅の混在といった問題とともに、マンション解体・建設工事や飲食店などから発生する騒音問題など、「市部」特有の問題が考えられます。

このように、今回の調査結果のみならず、過去のデータと比較してみると様々な傾向が見ることが出来ます。

公害等調整委員会のホームページでは、過去の調査結果をバックナンバーとして掲載していますので、今後の公害に関する苦情の適切な処理や運営にご活用いただければ幸甚です。

なお、地方公共団体の皆様には本調査の実施にあたり、ご協力いただきましたことをこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。引き続き、本調査へのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本調査のお問い合わせ先は次のとおりです。

公害等調整委員会事務局総務課調査研究係 TEL：03-3581-9956

1 全国の公害苦情受付件数

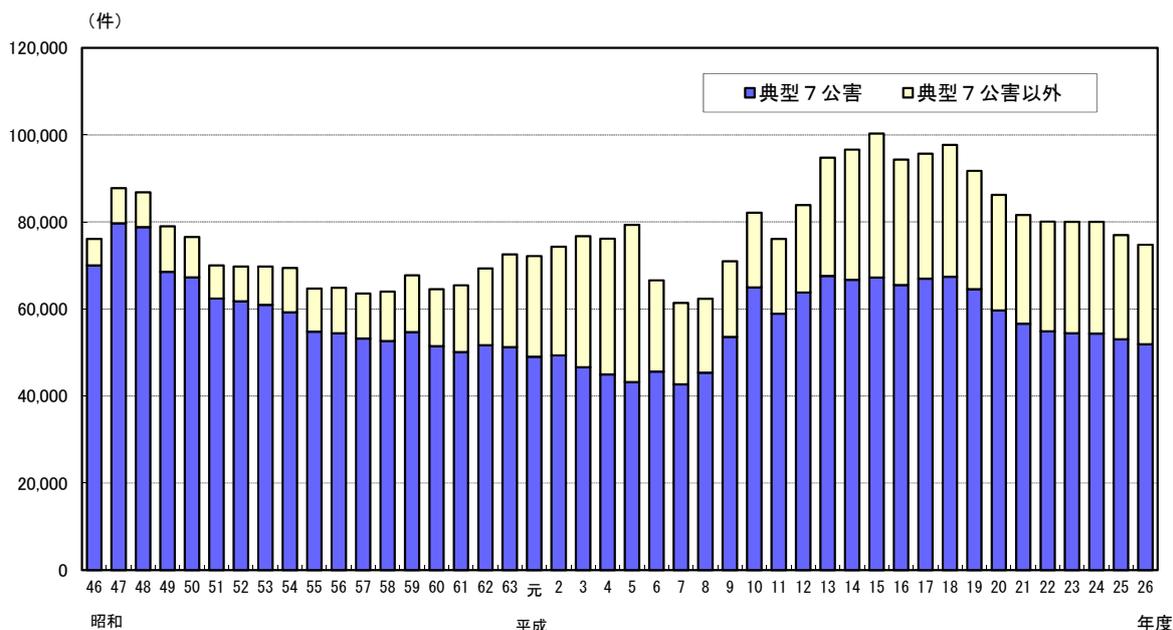
平成 26 年度の全国の公害苦情受付件数は 74,785 件
前年度に比べ 2,173 件 (2.8%) の減少

平成 26 年度に新規に受け付けた公害苦情件数は 74,785 件で、前年度 (平成 25 年度) に比べ 2,173 件 (対前年度比 2.8%) 減少している。

最近の推移をみると、平成 15 年度には調査開始 (昭和 41 年度) 以来初めて 10 万件を上回った後、16 年度は一旦減少し、17 年度、18 年度と続けて増加したが、19 年度以降は 8 年続けて減少している。

なお、平成 26 年度の典型 7 公害の公害苦情受付件数は 51,912 件で、前年度に比べ 1,127 件 (2.1%) 減少、典型 7 公害以外の公害苦情受付件数は 22,873 件で、前年度に比べ 1,046 件 (4.4%) 減少している。

図 1 全国の公害苦情受付件数の推移



注 1) 平成 6 年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注 2) 平成 22 年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域 (青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村) の苦情件数が含まれていない。

2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数

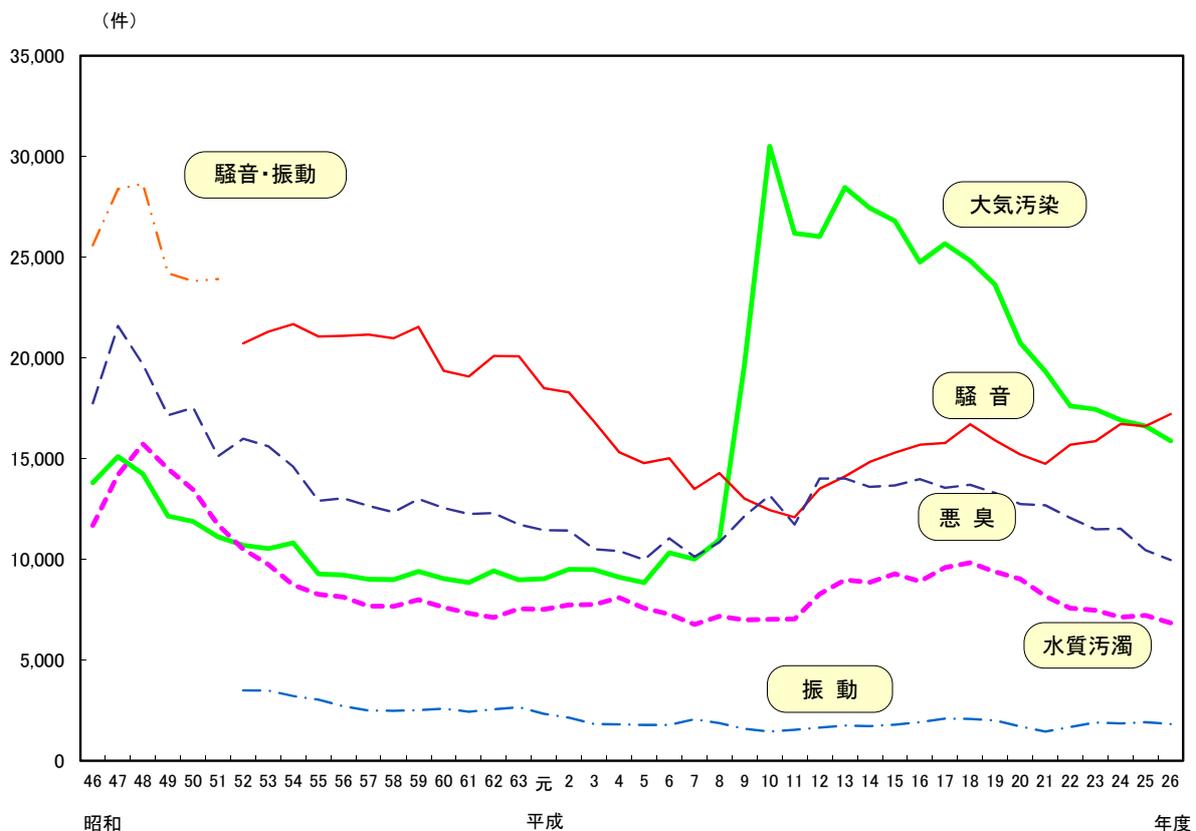
典型7公害の公害苦情受付件数のうち「大気汚染」及び「騒音」がそれぞれ3割超
平成26年度は、「騒音」が「大気汚染」を抜き、最も多くなった

〔 典型7公害とは、環境基本法に定める「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」
「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」をいう。 〕

平成26年度の典型7公害の公害苦情受付件数（51,912件）を種類別にみると、「騒音」が17,202件（典型7公害苦情受付件数の33.1%）と最も多く、次いで、「大気汚染」が15,879件（同30.6%）、「悪臭」が9,962件（同19.2%）、「水質汚濁」が6,839件（同13.2%）、「振動」が1,830件（同3.5%）、「土壌汚染」が174件（同0.3%）、「地盤沈下」が26件（同0.1%）となっている。

最近5年間の動きをみると、「大気汚染」、「悪臭」、「水質汚濁」は減少傾向にある一方、「騒音」は増加傾向にあり、平成26年度は、「騒音」が「大気汚染」を抜き、最も多くなっている。

図2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の推移



注1) 「土壌汚染」及び「地盤沈下」は苦情件数が少ないため、表示していない。

注2) 「騒音」と「振動」は、昭和51年度以前の調査においては、「騒音・振動」としてとらえていた。

注3) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注4) 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。

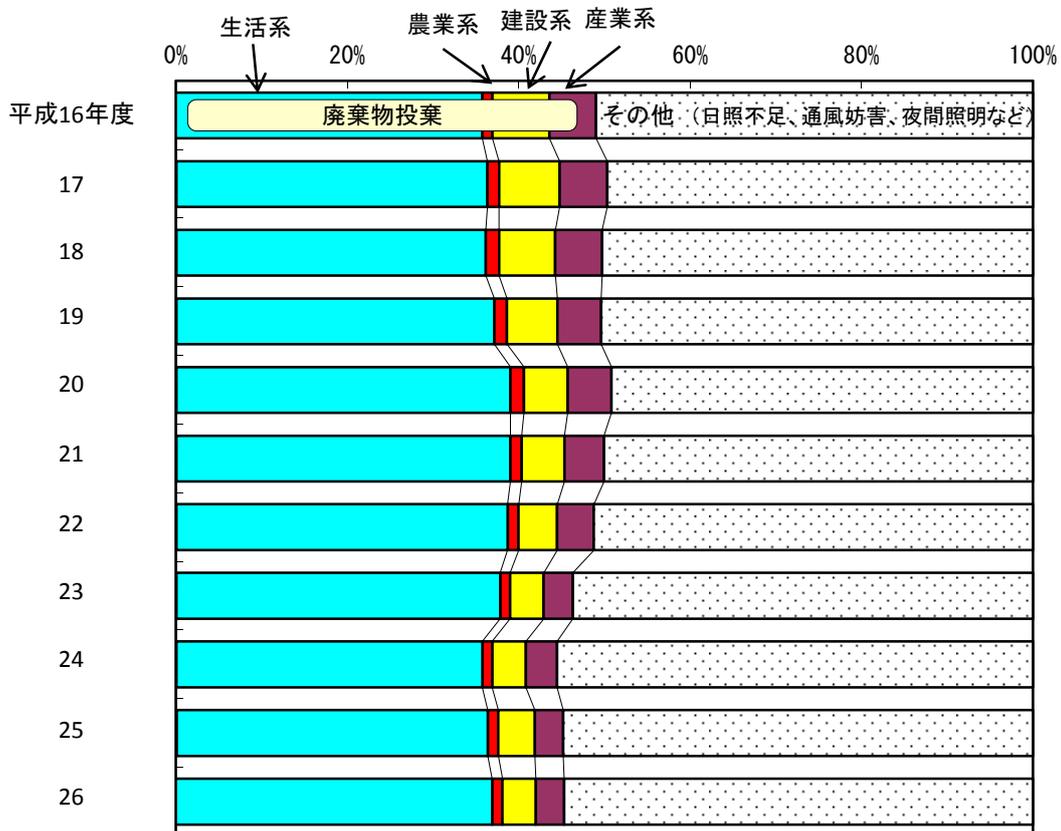
3 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数

典型7公害以外の公害苦情受付件数の4割超は「廃棄物投棄」

平成26年度の典型7公害以外の公害苦情受付件数（22,873件）のうち、「廃棄物投棄」は10,367件（典型7公害以外の公害苦情受付件数の45.3%）で、前年度に比べ434件（対前年度比4.0%）減少している。

廃棄物投棄の内訳をみると、「生活系」の投棄が8,450件（廃棄物投棄の81.5%）と最も多く、次いで、「建設系」の投棄が891件（同8.6%）、「産業系」の投棄が757件（同7.3%）、「農業系」の投棄が269件（同2.6%）となっている。

図3 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数の割合の推移



<参考> 典型7公害以外の種類

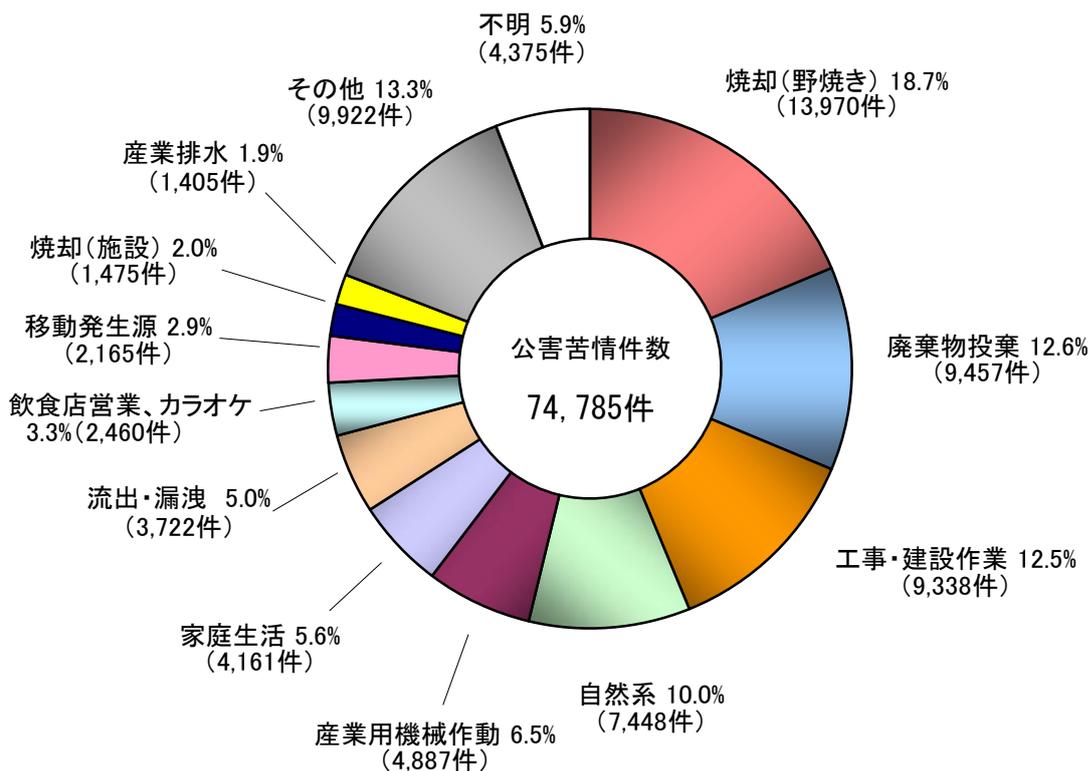
廃棄物投棄	生活系	主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空きびん・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ごみ等による「一般廃棄物」の投棄
	農業系	主に農林漁業から発生する畜産関係の動物の死骸及びふん尿等による「産業廃棄物」の投棄
	建設系	主に建設業から発生する建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄
	産業系	主に産業の「卸売・小売業」、「飲食店、宿泊業」等の業務から排出されたごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄
その他	高層建築物などによる日照不足・通風妨害、深夜の照明や光などに対する苦情、テレビ・ラジオなどの受信妨害や違法電波などに対する苦情など	

4 主な発生原因別公害苦情受付件数

主な発生原因のうち最も多いのは「焼却（野焼き）」で、全体の約2割

平成26年度の公害苦情受付件数（74,785件）を主な発生原因別にみると、「焼却（野焼き）」が13,970件（公害苦情受付件数の18.7%）と最も多く、次いで、「廃棄物投棄」が9,457件（同12.6%）、「工事・建設作業」が9,338件（同12.5%）、「自然系」が7,448件（同10.0%）、「産業用機械作動」が4,887件（同6.5%）、「家庭生活」が4,161件（同5.6%）、などの順となっている。

図4 主な発生原因別公害苦情受付件数の割合



注1)「自然系」とは、自然に存在する動植物又は自然現象による原因であることが判明している公害をいう。

注2)「家庭生活」は、「家庭生活（機器）」「家庭生活（ペット）」「家庭生活（その他）」の合計である。

注3)「移動発生源」は、「移動発生源（自動車運行）」「移動発生源（鉄道運行）」「移動発生源（航空機運航）」の合計である。

5 主な発生源別公害苦情受付件数

主な発生源は、「会社・事業所」が全体の約4割、うち一番多いのが「建設業」
「個人」は全体の約3割

平成26年度の公害苦情受付件数（74,785件）を主な発生源別にみると、「会社・事業所」が31,415件（公害苦情受付件数の42.0%）、「個人」が23,151件（同31.0%）となっている。

会社・事業所の中では、「建設業」が10,475件（公害苦情受付件数の14.0%）と最も多く、次いで、「製造業」が6,237件（同8.3%）となっている。

表1 主な発生源別公害苦情受付件数

(単位：件)

公害の主な発生源	平成25年度	平成26年度	構成比(%)	対前年度 増減数	対前年度 増減率 (%)
合計	76,958	74,785	100.0	-2,173	-2.8
会社・事業所	31,951	31,415	42.0	-536	-1.7
農業	1,655	1,477	2.0	-178	-10.8
林業	122	118	0.2	-4	-3.3
漁業	74	103	0.1	29	39.2
鉱業	241	231	0.3	-10	-4.1
建設業	11,080	10,475	14.0	-605	-5.5
製造業	6,456	6,237	8.3	-219	-3.4
電気・ガス・熱供給・水道業	271	282	0.4	11	4.1
情報通信業	62	43	0.1	-19	-30.6
運輸業	1,418	1,569	2.1	151	10.6
卸売・小売業	1,465	1,380	1.8	-85	-5.8
金融・保険業	14	25	0.0	11	78.6
不動産業	515	493	0.7	-22	-4.3
飲食店、宿泊業	2,548	2,599	3.5	51	2.0
医療、福祉	433	401	0.5	-32	-7.4
教育、学習支援業	285	279	0.4	-6	-2.1
複合サービス事業	375	398	0.5	23	6.1
サービス業（他に分類されないもの）	3,060	3,253	4.3	193	6.3
公務（他に分類されないもの）	470	485	0.6	15	3.2
分類不能の産業	1,407	1,567	2.1	160	11.4
個人	23,820	23,151	31.0	-669	-2.8
その他	6,820	6,429	8.6	-391	-5.7
不明	14,367	13,790	18.4	-577	-4.0

注1) 「会社・事業所」には、個人経営の会社や商店を含む。

注2) 「その他」とは、発生源が自然である場合など。

注3) 「不明」とは、発生源が全く分からない場合など。

6 受付機関及び公害の種類別公害苦情受付件数

都道府県窓口の公害苦情受付件数で最も多いのは「水質汚濁」
一方、市区町村窓口の公害苦情受付件数は、市部では「騒音」、町村では「大気汚染」が最も多い

平成26年度の典型7公害の苦情受付件数(51,912件)を受付機関別及び公害の種類別にみると、「都道府県」では「水質汚濁」が1,218件(都道府県の公害苦情受付件数の32.3%)が最も多い。

「市部」では「騒音」が16,528件(市部の公害苦情受付件数の25.6%)と最も多く、次いで、「大気汚染」が14,245件(同22.0%)となっている。

「町村」では「大気汚染」が983件(町村の公害苦情受付件数の15.5%)と最も多い。

また、「市部」のうち、「政令指定都市(特別区を含む)」では「騒音」が7,212件(政令指定都市(特別区を含む)の公害苦情受付件数の48.9%)と最も多い。

なお、平成26年度の公害苦情受付件数(74,785件)に対し、典型7公害以外の公害苦情受付件数(22,873件)が占める割合を受付機関別にみると、「町村」が3,708件(町村の公害苦情受付件数の58.4%)と約6割を占めているのに対し、「政令指定都市(特別区を含む)」では1,322件(政令指定都市(特別区を含む)の公害苦情受付件数の9.0%)と1割に満たない。

表2 受付機関及び公害の種類別公害苦情受付件数

(単位：件)

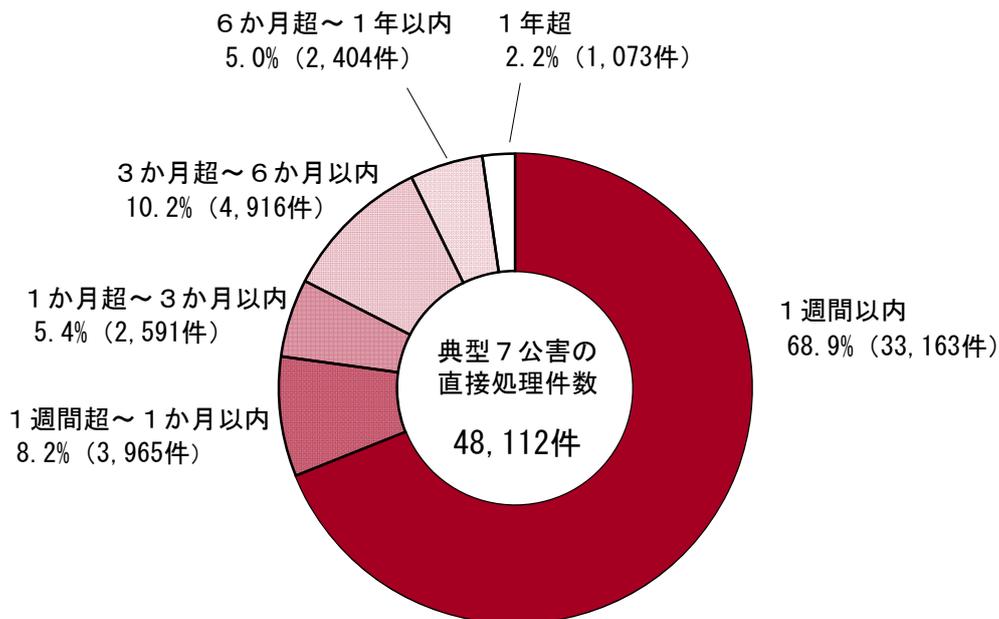
	合計	典型7公害								典型7公害以外	
		計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
公害苦情受付件数	合計	74,785	51,912	15,879	6,839	174	17,202	1,830	26	9,962	22,873
	都道府県	3,773	2,579	651	1,218	18	141	5	4	542	1,194
	市部	64,663	46,692	14,245	5,225	140	16,528	1,806	22	8,726	17,971
	政令指定都市 (特別区を含む)	14,742	13,420	2,379	796	10	7,212	892	4	2,127	1,322
	その他の市	49,921	33,272	11,866	4,429	130	9,316	914	18	6,599	16,649
	町村	6,349	2,641	983	396	16	533	19	0	694	3,708
構成比(%)	合計	100.0	69.4	21.2	9.1	0.2	23.0	2.4	0.0	13.3	30.6
	都道府県	100.0	68.4	17.3	32.3	0.5	3.7	0.1	0.1	14.4	31.6
	市部	100.0	72.2	22.0	8.1	0.2	25.6	2.8	0.0	13.5	27.8
	政令指定都市 (特別区を含む)	100.0	91.0	16.1	5.4	0.1	48.9	6.1	0.0	14.4	9.0
	その他の市	100.0	66.6	23.8	8.9	0.3	18.7	1.8	0.0	13.2	33.4
	町村	100.0	41.6	15.5	6.2	0.3	8.4	0.3	0.0	10.9	58.4

7 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数

苦情の約7割は「1週間以内」に処理

平成26年度の典型7公害の直接処理件数(48,112件)について苦情の申立てから処理までに要した期間別にみると、「1週間以内」が33,163件(典型7公害の直接処理件数の68.9%)、「1週間超～1か月以内」が3,965件(同8.2%)、「1か月超～3か月以内」が2,591件(同5.4%)、「3か月超～6か月以内」が4,916件(同10.2%)、「6か月超～1年以内」が2,404件(同5.0%)、「1年超」が1,073件(同2.2%)となっている。

図5 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数の割合



注)「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいう。

この調査結果の詳細については、公害等調整委員会のホームページでご覧いただけます。

http://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/report/kujyou-26_index.html